ハンドブック｜加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予

目次

Ⅰ. 業務支援ツールの全体を理解する　2

1．業務支援ツール取扱説明書

（1）業務支援ツールの目的

（2）業務支援ツールの範囲

（3）業務支援ツールの全体像

（4）業務支援ツールの使用場面

（5）業務支援ツールのコンセプトおよび使い方

（6）注意事項

Ⅱ. 判断フロー　17

Ⅲ. 業務の目的・概要　18

Ⅳ. お手続きガイド解説　20

1．加入や種別変更の手続きについて詳細に説明するための各お手続きカード

2．免除・納付猶予制度の概要、届出・申請手続きについて詳細に説明するための各お手続きカード

Ⅴ. 日本年金機構の執務用資料集　26

1．疑義照会

2．本人確認

【特設ホームページへのアクセス方法】

○ 厚生労働省ホーム > 年金・日本年金機構関係 > 市町村国民年金事務サポートツール > 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

○ 市町村国民年金事務サポートツール　検　索

Ⅰ 業務支援ツールの全体を理解する

1. 業務支援ツール取扱説明書

（1）業務支援ツールの目的

業務支援ツールは、市区町村における国民年金の窓口業務を、漏れなく円滑に実施するために作成されています。窓口業務経験初心者にとっても使いやすいように構成が工夫され、また、来庁した高齢者や障がい者にも分かりやすいように配慮してデザインされています。また、市区町村ごとの実態に合わせてカスタマイズできることから、国民年金の窓口業務をよりスムーズに実施することができます。

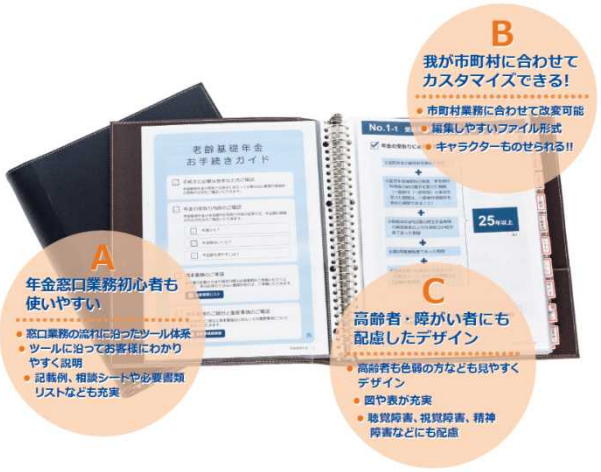

（2）業務支援ツールの範囲

業務支援ツールは、事務量の多い業務や窓口応対が難しい業務（加入・喪失・各種変更、免除・納付猶予、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金・寡婦年金）を主な範囲として作成されています。

業務支援ツールの区分	業務支援ツールの対象業務
加入・喪失・各種変更	●資格取得（任意加入）　●その他関係届出
免除・納付猶予	●法定免除　●申請免除　●学生納付特例　●若年者納付猶予
老齢基礎年金	●老齢基礎年金
障害基礎年金	●障害基礎年金
遺族基礎年金	●遺族基礎年金
未支給年金	●未支給請求
死亡一時金・寡婦年金	●死亡一時金　●寡婦年金

本ガイドブックの範囲

Ⅰ 業務支援ツールの全体を理解する

（3）業務支援ツールの全体像

業務支援ツールは、下図のように業務の区分ごとにメインツールとなるお手続きガイドと、サブツールとなる各種のシートやハンドブックから構成されています。

メインツールのお手続きガイドは、下記の６つから構成され、サブツールはそれぞれ業務の特徴に合わせて必要なものが作成されています。

1．加入・喪失・各種変更　＋　免除・納付猶予
2．老齢基礎年金
3．障害基礎年金
4．遺族基礎年金
5．未支給年金
6．死亡一時金・寡婦年金

構成物の詳細は業務支援ツールをダウンロードした際に含まれている「国民年金業務支援ツール実施体制セットアップガイド」で確認してください。また、使用方法については、それぞれのハンドブックを確認してください。

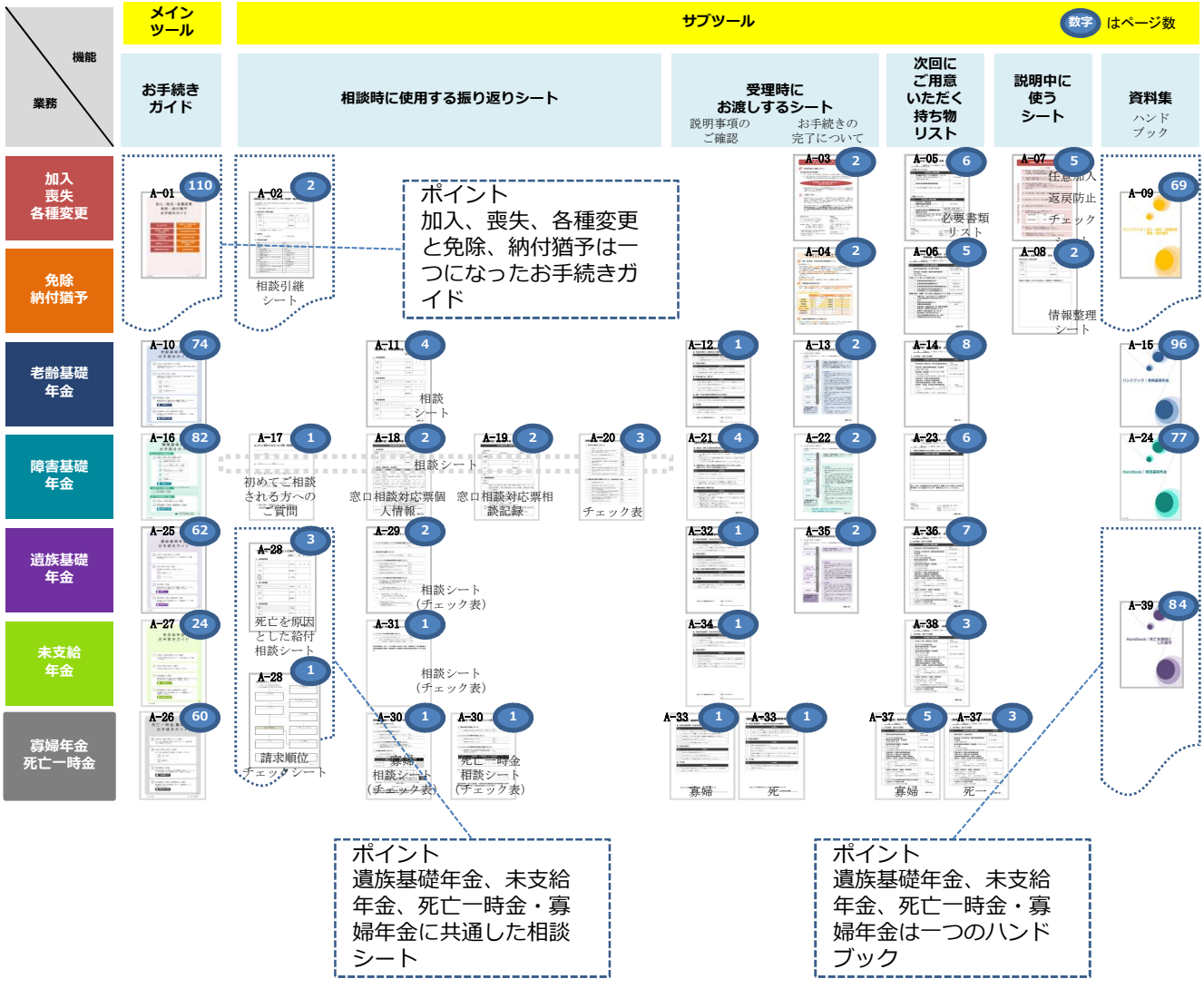

I 業務支援ツールの全体を理解する

（４）業務支援ツールの使用場面

業務支援ツールは、主な使用場面として、窓口応対において市区町村職員が来庁者に実際に指さししながら説明に用いることを想定しています。下図で、来庁者への説明に用いる流れを例示します。

【使用場面】

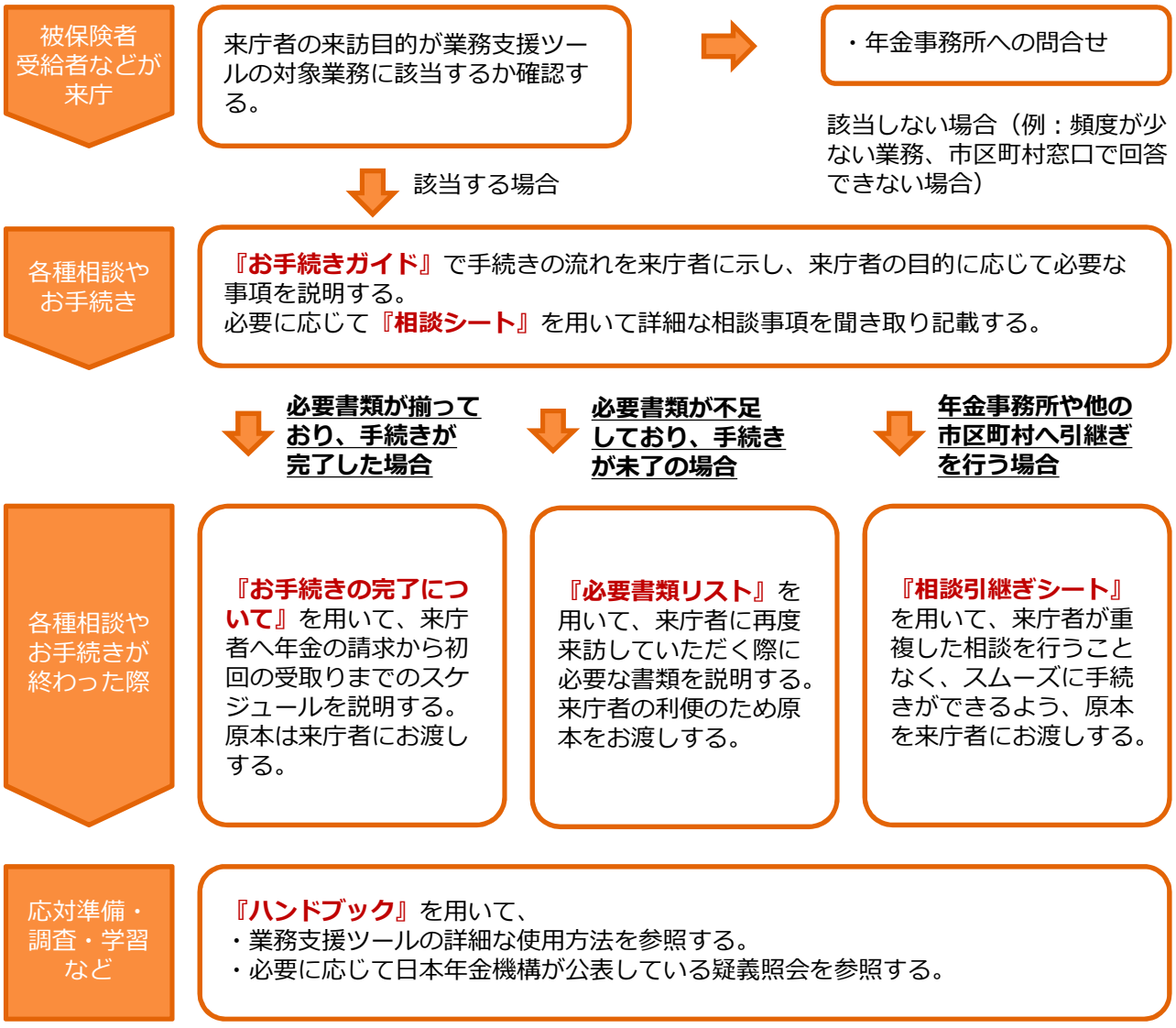

上記以外にも、職員の学習・研修用に用いることや、電話相談の受付や年金事務所への問い合わせ時に手許資料として使用すること、本庁と支所の連絡時の共通プラットフォームとして使用することなど、市区町村の工夫により自由にお使い頂けます。

Ⅰ 業務支援ツールの全体を理解する

（５）業務支援ツールのコンセプトおよび使い方

① 共通コンセプト

＜厚生労働省のホームページから最新版をダウンロードできます。どんな方でも使うことができます。＞

- 「お手続きガイド」などは、法令改正などによって随時更新されます。どなたでも最新版を厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。

  ・厚生労働省ホーム ＞ 年金・日本年金機構関係 ＞ 市町村国民年金事務サポートツール ＞ 業務支援ツールのダウンロードはこちら！

  ・ 市町村国民年金事務サポートツール　検　索

- 窓口担当者はそれぞれの経験年数に合わせて使用方法を構築することができます。
- 様々な目的に対応するように作っているため、あらゆる来庁者に対し使うことができます。

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。
  ※　ただし、保険料など法令に基づく記載箇所の編集はお勧めしません。編集する場合には、通信研修ツール・基礎編（制度編）詳細版や逐条解説テキストなどを十分確認したうえで、各市区町村の責任でもって編集するようにしてください。

＜新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。＞

- 図表を多く用いているので、口頭による説明が難しい項目は、視覚に訴えた説明に切り替えることにより、来庁者の理解を促します。
- 共通のフォーマットを活用して、先輩職員や日本年金機構に照会することにより、速やかに疑問点を解消することに役立ちます。

＜色使いやフォントサイズに配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。＞

- 高齢者でも判別しやすいとされる12フォントサイズ以上を多用するようにしています。
- 色覚障がい者でも識別しやすいように、色は多く使わずに黒のほかは原則として１色のみを使用し、色の濃淡によりメリハリを付けています。カラー印刷ができない場合には、白黒印刷でも対応できます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【コンセプト（続き）】

＜事務処理誤りの防止＞

- 来庁者にカードを提示して1つ1つ指さししながら説明するなど、双方間のコミュニケーションによって、窓口応対における説明誤りや漏れを未然に防ぐことができます。
- 窓口担当者間の引継ぎ資料に用いたりすることにより、来庁者と担当者間の引継ぎ漏れを防止することに役立つなど、窓口業務の状況に合わせ自由な用途で使えます。

＜疑問点の解消＞

- 国民年金法などの法令を極力調べなくても済むように、実務上重要な法令にかかる論点が盛り込まれています。
- 共通のフォーマットを活用して、日本年金機構に照会することにより、機構職員との円滑なコミュニケーションを図れます。

（５）業務支援ツールのコンセプトおよび使い方

② お手続きガイド

【コンセプト】

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 加入・免除は業務の性質上、スピーディーな処理が求められることを踏まえ、概要版と詳細版を用意し、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。
- 窓口担当者のスキルなどに応じてカスタマイズすることにより、迅速かつ画一的なご案内が可能になります。例えば、以下のような運用が考えられます。
  - ・必要なカードを素早く検索するために、お手続きガイドをクリアポケット型のバインダーに綴じてタブインデックスを貼付する。
  - ・説明時に利用する機会が多い概要版は別のバインダーに綴じる一方、詳細版のカードのうち、説明時に利用する機会が多いカードを前半部に集めたりして、カードの順番を並び替えてみる。
  - ・頻繁に相談を受ける内容に応じて、自分のカードデッキを構築してみる。

＜新規採用者や新規配属者のほか、熟練者にも使いやすい。＞

- 概要版は手続き上、最低限必要な内容をコンパクトに、かつ時系列に沿って記載しているため、特に新規採用者や新規配属者が業務をスムーズに進めるのに有用です。

＜色使いやフォントサイズに配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。＞

- 原則として、論点ごとに表と裏の１枚で説明が完結することを意識してレイアウトを組んでいます。

＜説明漏れの防止＞

- 処理件数が多く、スピードが要求されるという業務の性質を踏まえ、概要版を作成する一方で、詳細版のカードも作成することで、来庁者にカードを提示して1つ1つ指さししながら説明するなど、双方間のコミュニケーションによって、窓口応対における説明誤りや漏れを未然に防ぐことができます。

＜疑問点の解消＞

- 窓口担当者が来庁者への説明する際、各種の届書、申請書、通知書等を記載しているため、現物のイメージを伝えるのに有用です。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

Ⓐ お手続きガイド（表紙）に記載された手続きの全体像を示しながら来庁者の来訪目的を確認します。

Ⓑ たとえば来訪目的が学生納付特例の手続きに来た場合、「学生納付特例について」に該当します。

Ⓒ お手続きガイドの2ページ目カード（表紙）を参照し、「学生納付特例」について記載のあるカードNoを確認します。

Ⓓ No.17-1～17-3のカードを取り出し、来庁者が知りたい内容を説明します。

Ⓔ たとえば来庁者に対して追納について詳しく説明をする必要がある場合はNo.20のカードを参照します。

ガイド（表紙）

カード（表紙）

カードNo17-1

カードNo17-2

I 業務支援ツールの全体を理解する

③ 相談引継ぎシート

【コンセプト】

＜他の市区町村や年金事務所で手続きを行う際でも、情報の引継ぎが可能です。＞

- 窓口担当者は説明済みや手続き中の内容を「相談引継シート」に記載し、来庁者に原本をお持ち帰りいただくことで、転居する場合などでも、他の市区町村や年金事務所での次回の相談、手続きがスムーズになります。

＜二重説明の防止＞

- 来庁者は他の市区町村や年金事務所で、同じ説明を繰り返し受けずに済むことが可能になります。

＜他の市区町村や年金事務所の窓口担当者への引き継ぎ＞

- 説明済みや手続き中の内容についてはチェックボックスにチェックを入れることで、他の市区町村や年金事務所の窓口担当者への引き継ぎができます。

【使い方の例】

Ⓐ お手続きガイドを用いてご案内しながら、年金事務所や他の市区町村への引継ぎが必要な場合に本シートを使用します。必要に応じて本人情報等を記載します。本人情報等は来庁者に記載いただく場合も想定されますが、各市区町村の条例等に基づき対応します。

Ⓑ 引継ぎ先にチェックを付します。

Ⓒ 実施した手続きや説明した内容にチェックを付します。

記載後は来庁者にお持ち帰りいただくことを想定しています。コピーを控えとして窓口で保管しておくと、次回以降来訪の際、相談シートをお持ちいただけなかった場合等に便利ですので推奨しています。

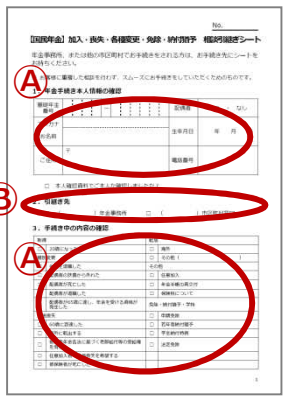

④ お手続きの完了について

【コンセプト】

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 例えば、1ページの問合せ先など、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。

＜新規採用者や新規配属者にも使いやすい。＞

- 来庁者へ手続き後に説明すべき事項を簡潔、かつ網羅的に記載しているため、新規採用者や新規配属者も説明を容易に行うことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、ライフステージが変わった際にはどのような対応が必要かが理解でき、満足度を高めることに役立ちます。

＜後日の問合せ対応の容易性＞

- 説明後は来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。
- 手続き後に問い合わせの多い項目を事前に説明することで、窓口担当者の負担を減らすことを想定しています。
- 手続き後に生活状況の変化が生じた場合には、必要に応じて、市区町村窓口または年金事務所までご連絡頂くために連絡先を記載することで、来庁者が容易に問合せを行えるよう配慮しています。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

Ⓐ 手続き完了後にお渡しします。必要に応じて今後の流れや留意事項を説明してください。被保険者・受給者にお持ち帰りいただくことを想定しています。

Ⓑ 生活状況の変化が生じた場合に、問合せ先として年金事務所等の連絡先を説明します。

Ⓐ

Ⓑ

I 業務支援ツールの全体を理解する

⑤ 必要書類リスト

【コンセプト】

＜自由にカスタマイズできます。＞

- 来庁者の準備した書類に不足がある場合に、不足した書類以外の書類は斜線や取消線を引いたり、もしくはデータ上で削除したうえで必要書類リストをお渡しするなど、市区町村における事務の運用にあわせてカスタマイズして利用することができます。

＜新規採用者や新規配属者にも使いやすい。＞

- 加入・喪失・変更と免除・納付猶予のそれぞれについて、ケース別に、提出・添付が必要なものを纏めることで、十分な知識がない新規採用者や新規配属者も手続きに必要な資料を容易に提出してもらうことができます。
- その結果、来庁者の立場からは、書類準備の利便性が高まり、書類が整わずに来庁することで、再度来庁するなどのトラブルを防止することができます。

＜フォントサイズと書類の収集に配慮した見やすいレイアウトなので、高齢者や障がい者にもわかりやすい。＞

- 書類と入手先を併記することで、書類を収集する際の来庁者の利便性を高めています。

＜説明誤りを未然に防止＞

- 窓口応対終了時に、不足していた書類を確認しながら、次回お持ち頂く資料のチェックボックスにチェックマークを付すことで、来庁者と双方向での確認が可能になります。

＜後日の問合せ対応の容易性＞

- 説明後は来庁者に原本をお持ち帰りいただくことを想定しています。
- 書類の提出が必要となる理由を明示することで、来庁者の納得感を高めることができます。

I 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

Ⓐ 来庁者の来訪目的（たとえば20歳になったとき）に応じて必要書類リストの様式を使い分けます。

Ⓑ 当該書類が必要となる理由を明示することで来庁者が納得感を得られるようにしています。

Ⓒ 窓口応対終了時に、不足していた書類を確認しながら、次回お持ち頂く資料のチェックボックスにチェックマークを付していきます。

Ⓓ 資料の入手先を明示することで、書類を収集する際の利便性を高めています。

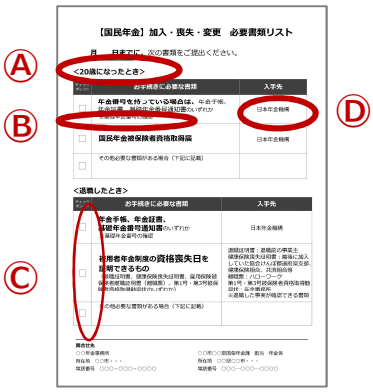

⑥ チェックシート、情報整理シート

【コンセプト】

（加入・喪失・各種変更）　－任意加入　返戻防止チェックシート

＜自由にカスタマイズできます。＞

- ただし、記載項目は特例高齢任意加入時に、窓口担当者が最低限確認すべき事項を、老齢基礎年金の満額・増額を確保する場合と受給権確保の場合とで分けて列挙しているため、項目を削除する際には慎重に検討することをお勧めします。

＜新規採用者や新規配属者にも使いやすい。＞

- 特例高齢任意加入時に、窓口担当者が最低限確認すべき事項を、老齢基礎年金の満額・増額を確保する場合と受給権確保の場合とで分けて列挙し、チェックリスト方式に纏めております。当該項目については、チェックを行うことで、新規採用者や新規配属者も確認すべき月数の確認漏れなどの事務処理誤りを防ぐことができます。

＜事務処理誤りの防止＞

- 特例高齢任意加入時に、窓口担当者が最低限確認すべき事項となります。当該項目については、チェックを行うことで、新規採用者や新規配属者も、例えば、誤って不必要な月数の任意加入を来庁者に行わせるなどの事務処理誤りを防ぐことができます。

（免除・納付猶予）　－免除・納付猶予・学特情報整理シート

＜新規採用者や新規配属者にも使いやすい。＞

- 2年遡及免除で確認すべき、申請者本人の基礎年金番号などの情報に加え、申請までの本人、配偶者、世帯主のお住まい、就業状況や納付状況について表裏で纏められるようにしたシートです。

＜事務処理誤りの防止＞

- 免除の中でも複雑な2年遡及免除では、申請までの本人、配偶者、世帯主のお住まい、就業状況や納付状況についての確認が重要であり、聞き取った内容を体系的に整理することで、新規採用者や新規配属者も事務処理誤りを防ぐことができます。

Ⅰ 業務支援ツールの全体を理解する

【使い方の例】

Ⓐ たとえば任意加入について、窓口応対終了後、進達前に実施した手続きについて、確認項目に沿って確認します。

Ⓑ 必要に応じて記入箇所に情報を記入します。

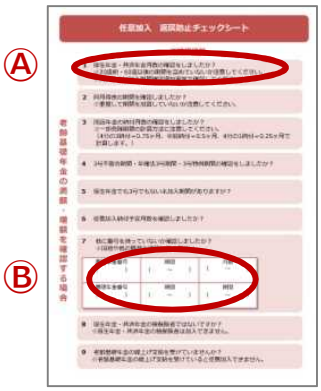

任意加入　返戻防止
チェックシート

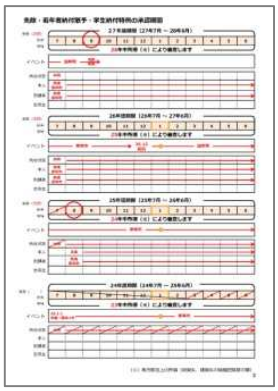

免除・納付猶予・学特
情報整理シート

【注意点】

- 日本年金機構における本人確認の取扱いについては、Ⅴ．日本年金機構の執務用資料集の「2. 本人確認」に参考資料としてまとめています。

Ⅴ．機構

（６）注意事項

- 業務支援ツールを効果的に利用するためには、必要な部数の配置や教育研修など庁内で十分な準備時間が必要です。「国民年金市区町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド」を確認して、必要な実施体制を構築してください。
- 業務支援ツールは市区町村の窓口業務の運用状況に応じて任意に編集して利用することができます。ただし、業務支援ツールは、高齢者や障がい者でも見やすいようにデザインや内容に配慮してあります。そのため、フォントサイズを現行よりも小さくしたり、情報量を著しく多く詰め込んだりする改変については、来庁者目線の観点からはお勧めしません。
- 業務支援ツールは、制度改正や保険料の改定などに合わせて、年に１回程度の更新が予定されています。そのため、ページ構成や記載内容を大きく変える編集については、後日の改正作業が煩雑となる可能性も考慮したうえで、各市区町村の自己責任で行ってください。
- 業務支援ツールの中には、各市区町村や年金事務所等の連絡先を記入する箇所があります。それぞれ編集を行うようにしてください。編集箇所については「国民年金市町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド」のカスタマイズ箇所一覧を参照してください。
- 聴覚障害者からの問合せのためには、FAX番号の記載が有効です。FAXによる健常者からの問合せ件数が増えるなどして対応ができない場合には、FAX番号（聴覚障害者専用）などと記載することが考えられます。
- 業務支援ツールの実践的な使い方については、研修ツールのケーススタディを受講することを推奨しています。

Ⅱ 判断フロー

こんなとき	どうする
加入や免除の 一般的なお客様が来たとき	お手続きカード 概要版

詳細な説明が必要なお客様には

加入するとき	お手続きカード No.1,4,5
各種変更・資格喪失 するとき	お手続きカード No. 2,3,6,届書等
年金手帳を再交付 するとき	お手続きカード No.7
保険料を説明するとき	お手続きカード No.8,9,10,11,12
保険料の納付方法を 説明するとき	お手続きカード No.13,14,15
申請免除・若年者納付猶予制度を 説明するとき	お手続きカード No.16
学生納付特例制度を 説明するとき	お手続きカード No.17
法定免除制度を説明するとき	お手続きカード No.18
保険料負担と年金額の 関係を説明するとき	お手続きカード No.19
追納制度を説明するとき	お手続きカード No.20

加入・喪失・各種変更および免除・納付猶予のお手続きガイドは、以下で構成されています。
『概要をスムーズに説明するための概要版』
『加入や種別変更の手続きについて詳細に説明するための各お手続きカード』
『免除・納付猶予制度の概要、届出・申請手続きについて詳細に説明するための各お手続きカード』
『各種届出書などの記入例』

Ⅲ 業務の目的・概要

概要版

概要版は、応対件数が多く事務量が多い、加入・喪失・各種変更および免除・納付猶予の業務において、限られた時間でスムーズに案内するためのものです。基本的には業務の流れに沿って作成されており、先頭ページから順を追って説明することができます。

より具体的な説明が必要な場合は、後述するそれぞれのお手続きカードを使用してください。

（3ページ）
国民年金の加入者について記載しています。
（4ページ）
国民年金保険料について記載しています。
（5ページ、6ページ）
国民年金保険料を納めることが困難なときに用意されている制度について記載しています。
（7ページ）
市区町村窓口でお手続きが受けることができない方が来庁した際に、ご案内すべき手続き先を記載していますので、必要に応じて市区町村や管轄年金事務所の連絡先を記入し使用してください。

Ⅲ 業務の目的・概要

お手続きカード
加入・喪失・各種変更

- 加入のお手続き
- 各種変更・資格喪失のお手続き
- 年金手帳の再交付のお手続き
- 保険料はいくら？
- 保険料の納付方法は？

お手続きカード
免除・納付猶予

- 申請免除・若年者納付猶予のお手続き
- 学生納付特例のお手続き
- 法定免除のお手続き
- 保険料負担と年金額の関係は？
- 追納のお手続き

Ⅳ お手続きガイド解説

1．加入や種別変更の手続きについて詳細に説明するための各お手続きカード

カードNo.	タイトル	概要
1	**20歳になったとき**	■加入手続きの方法は？ ■納付方法は？ ■納付が困難な場合 ■年金手帳の見本は？
2	**会社を退職したとき**	■必要な手続きは？ ■納付方法は？ ■納付が困難な場合
3	**配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき**	■必要な手続きは？ ■納付方法は？ ■納付が困難な場合
4	**海外に居住するとき**	■海外任意加入制度の内容 ■お手続き窓口 ■納付方法 ■日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き ■任意加入をやめるとき
5	**任意加入するとき**	■年金額を増やすには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき ■受給要件を満たすためには ■納付方法 ■任意加入をやめるとき
6	**資格を喪失したとき**	■必要な手続きは？ ■保険料 ■手続きに必要な書類
7	**年金手帳再交付申請**	■年金手帳 ■お手続き窓口 ■年金手帳（全体）
8	**保険料額について**	■国民年金の保険料 ■国民年金保険料の納付義務 ■納付方法
9	**付加保険料と付加年金**	■付加保険料 ■注意事項
10	**前納制度**	■前納とは ■2年前納とは ■前納保険料額 ■手続き方法
11	**後納**	■後納制度 ■お問い合わせ先
12	**特例追納**	■特例追納制度 ■お手続きのメリット ■保険料額 ■お問い合わせ先
13	**金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付**	■現金で納付するときは ■納付書見本 ■電子納付（ペイジー） ■注意事項
14	**口座振替**	■口座振替のメリット ■手続き方法 ■口座振替の早割制度とは ■注意事項
15	**クレジットカード納付**	■手続き方法 ■注意事項

Ⅳ お手続きガイド解説

No.１,4,5　加入のお手続き

（No.1）

20歳になって国民年金に加入するときの手続きや説明内容が記載されています。学生の方や収入が少ない方などで保険料の納付が困難な場合には、免除制度について「免除・納付猶予お手続きガイド」を使ってご案内します。

（No.4）

海外に居住することになる方の手続きについて記載しています。国民年金の第1号被保険者の方が海外に居住する場合、出国日の翌日に第1号被保険者の資格を喪失しますが、日本国籍の方は任意加入することができます。

（No.5）

高齢任意加入制度および特例高齢任意加入制度は、受給資格を満たすため、または年金額を増やすためにそれぞれ最大5年間、任意加入することができる制度です。任意加入できる方の要件や制度のメリットが具体的に記載してありますので、丁寧に説明してください。

No.2,3,6　各種変更・資格喪失のお手続き

（No.2）

会社員や公務員など被用者年金の被保険者だった方が勤務先を退職し、第2号被保険者から第1号被保険者への切り替え手続きが必要な場合のお手続きカードです。免除制度等についてはNo.1と同様です。

（No.3）

会社員など第2号被保険者の配偶者が扶養から外れ、第1号被保険者への切り替え手続きを行う場合のお手続きカードです。

（No.6）

資格を喪失したときのカードです。パターンごとに必要な手続き、保険料に関する説明、お手続きに必要な書類を記載しています。

No.7　年金手帳の再交付のお手続き

（No.7）

年金手帳の再交付申請について記載しています。再交付申請を行う方別にお手続きを行う窓口の一覧表を記載しています。

No.8,9　保険料はいくら？

（No.8）

保険料額についてのお手続きカードです。国民年金保険料の納付は義務であり、納付しない場合には、本人だけでなく配偶者や世帯主にも銀行口座等の差押えが実施される可能性があることを正確に理解していただけるよう、説明をしてください。

（No.9）

付加保険料と付加年金についてのお手続きカードです。納付する保険料と増える年金額の関係および注意事項が記載されています。

No.10～15　保険料の納付方法は？

（No.10）

保険料の前納制度について記載しています。前納する場合の期間および納付すべき額と割引額がパターンごとに一覧できるようになっています。前納はさかのぼって支払うことができないため、多くの被保険者から「手続きした際に説明してほしかった」と言われる制度ですので、丁寧に対応することが大切です。

（No11）

後納制度について記載しています。後納する場合の1ヵ月分の保険料額が対象年度ごとに一覧できるようになっています。なお、保険料の未納期間については市区町村では確認できないので、詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ連絡するようにしてください。

（No12）

第3号被保険者（専業主婦・主夫）からの手続きが2年以上遅れたことにより、未納期間となってしまった方の特例追納について記載しています。特例追納する場合の1ヵ月分の保険料額が対象年度ごとに一覧できるようになっています。なお、詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ連絡するようにしてください。

（No13～15）

窓口での納付書による納付、口座振替、電子納付、クレジットカード納付について記載しています。それぞれの手続き方法や注意事項を確認してください。

2．免除・納付猶予制度の概要、届出・申請手続きについて詳細に説明するための各お手続きカード

カードNo.	タイトル	概要
16	**申請免除・若年者納付猶予制度**	■制度のご説明 ■対象となる方 ■年金を受け取るときはどう違うの？ ■手続き ■審査基準 ■免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間 ■来年度以後は？ ■手続き後は？ ■将来の年金額を増やすには？
17	**学生納付特例制度**	■制度のご説明 ■対象となる方 ■年金を受け取るときはどう違うの？ ■手続き ■将来の年金額を増やすには？ ■手続き後は？ ■卒業後に国民年金保険料が払えないときは？
18	**法定免除制度**	■制度のご説明 ■対象となる方 ■年金の給付はどうなるの？ ■手続き ■免除ではなく、引き続き支払いたいときは？
19	**保険料負担と年金額の関係は？**	■保険料負担と年金額の関係
20	**追納について**	■「追納」とは？ ■いくら納めればいいの？ ■手続き ■注意点

Ⅳ お手続きガイド解説

No.16　申請免除・若年者納付猶予のお手続き

No16-1,2は、免除の種類ごとの月額保険料や審査の対象者、将来受け取る老齢基礎年金額への影響などを一覧にまとめています。免除および納付猶予を受けた期間は、受給資格期間に算入されること、免除期間は免除の種類によって受け取れる年金額に算入される期間の計算が異なること、納付猶予期間は年金額の計算に算入されないことを説明します。10年以内であれば保険料の追納が可能であること、一部免除期間は免除されない部分の保険料を納付しないと未納期間となることを案内してください。

N016-3は、審査基準の対象および基準額を一覧にしています。全額免除・若年者納付猶予と、一部免除では、所得の計算方法が異なりますので注意が必要です。また、30歳未満の方で世帯主の所得が全額免除の要件を超えているような場合でも、本人と配偶者の前年（または前々年）の所得が全額免除に相当する金額以下の場合は納付が猶予されます。その他、審査の対象者が一定の状況に該当する場合、前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査を行います。本人がこれらに該当しても、世帯主や配偶者に一定の所得がある場合は免除されないことがあります。

No16-4は、2年遡及免除について記載しています。必要に応じて、情報整理シートを用いると良いでしょう。記入例も用意しています。

No16-5,6では、翌年度以降の申請手続きや手続き後の注意点などについて説明しています。申請結果は日本年金機構から概ね2～3か月以内に通知があることなど手続き後の流れと、申請却下となった場合には国民年金保険料の納付義務があることを特に説明してください。

No.17　学生納付特例制度のお手続き

納付猶予された期間は受給資格期間に算入されますが、将来受け取れる年金額には算入されないため、10年以内であれば保険料を追納することが可能であることも必ず案内しましょう。

申請結果は日本年金機構からおおむね2～3ヵ月以内に通知があることなど手続き後の流れと、承認通知書の見本などが記載されています。申請却下となった場合には国民年金保険料の納付義務があることを特に説明してください。

No.18　法定免除制度のお手続き

法定免除に該当した月の前月から該当しなくなった月までの期間、国民年金の保険料が免除されること、法定免除を受けた期間は各種基礎年金の受給資格期間および年金額の計算期間に算入されることを説明してください。受け取れる年金額は1ヵ月を2分の1（平成21年3月以前は3分の1）として計算されるため、10年以内であれば追納して年金額を増やすことが可能であることなどもNo.19のお手続きカードと併せて説明してください。

また、平成26年4月1日以降の法定免除期間については、本人が申し出ることにより保険料の納付が可能となりました。この場合、付加保険料の納付や国民年金基金への加入も可能となりますので、注意事項と併せて案内してください。

No.19　保険料負担と年金額の関係は？

　免除の種類ごとに、1ヵ月の保険料額（平成27年度）と、年金に反映される金額との関係が表となっています。

No.20　追納について

　免除・納付猶予を受けた期間について、将来受け取れる年金額を増やすために10年以内であれば追納することができることを説明する際に使用します。

　平成27年度において追納する場合の保険料額が一覧となっています。追納を利用する際には、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出するよう案内してください。

V 日本年金機構の執務用資料集

1．疑義照会

疑義照会とは、日本年金機構における業務に際して、法令、諸規程等の解釈又は取扱方法が不明確である場合に、年金事務所等から機構本部に対して問い合わせを行うことをいいます。

以下の疑義照会は、日本年金機構ホームページの「トップ ＞ 日本年金機構について ＞ 主な疑義照会と回答について」からアクセスできます。

市区町村における窓口業務でも参考にしてください。

テーマ	海外任意加入者に係る資格喪失について
関連条文	国民年金法附則第5条第1項第3号、第5条第9項第4号
疑義内容	国民年金法附則第5条第1項第3号に該当する任意加入被保険者（以下「海外任意加入者」という。）が保険料を滞納した場合、同法附則第5条第9項第4号により「保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき」に被保険者の資格を喪失するとありますが、資格喪失年月日、事務処理手順、方法等について、ご教示願います。
回答	海外任意加入者の資格喪失年月日については、任意加入後初めて滞納した月分に係る保険料の徴収権が時効により消滅した日の翌日になります。 なお、具体的な取扱いについては、国民年金法附則第5条第9項第4号の規定により資格喪失処理を行い、本人又は国内協力者にお知らせ文書を送付することになります。 また、お客様が加入手続きを行う際に資格に関する制度を十分に説明してください。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	国民年金申し出受付事務の受付日について
関連条文	-
疑義内容	行政機関が土曜日、日曜日及び祝祭日の休日に当たり閉庁となっている場合における以下の申出の取扱いについて （1）高齢任意加入において、月末に満六十歳到達になる者で、当日が市区町村役場が閉庁のため、満六十歳到達月からの高齢任意加入が不可能な者の扱いについて （2）付加保険料の申出日権利発生日の月内がすべて市区町村役場が閉庁であるため、第1号取得月からの付加保険料申し出が権利発生月には不可能な者の取り扱いについて
回答	「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年12月法律第91号）第2条により、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなすことが可能です。（なお、閉庁日の翌日に提出があった届書等については、期限内に提出があったものとして取り扱うこと。）

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	配偶者の第四種被保険者期間の訂正に伴う第３号被保険者期間の取扱いについて
関連条文	-
疑義内容	配偶者の厚生年金保険記録が判明した場合、第四種被保険者期間を取消（訂正）することになりますが、その取消（訂正）された期間について本人の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間に種別変更すべきでしょうか。
回答	第四種被保険者の資格喪失については、旧厚生年金保険法第17条第1項第2号に「…規定する被保険者期間を満たしたときに被保険者の資格を喪失する。」と規定されています。厚生年金保険記録が事後的に判明した場合は、第四種被保険者期間の取消（訂正）を行い、納付済みの保険料については還付することになるため、第四種被保険者期間を取消又は訂正した期間については、被保険者としてみなすことはできません。 そのため、配偶者の第四種被保険者期間が取消（訂正）された期間は、第四種被保険者の加入事実そのものがなかったものとなり、当該期間において第3号被保険者として取り扱われていた被扶養配偶者については、第2号被保険者の被扶養配偶者としての条件を満たさないため、第1号被保険者に種別変更することになります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	国民年金被保険者の住所を成年後見人の住所で登録することについて
関連条文	民法第858条、第859条
疑義内容	過去の疑義照会回答に「成年被後見人にかかる国民年金保険料の納付手続き及び支払いについては、成年後見人が行う職務であるものと思慮することができるため、別送扱いすることができる」とありますが、別送扱いをすることで勧奨状が送付されない等の不利益が生じるため、被保険者の住所を保佐人の住所で登録することが可能かどうかご教示願います。
回答	成年後見人は民法第858条において、財産に関するすべての法律行為について代理権が与えられていますが、保佐人及び補助人（以下「保佐人等」という。）に与えられる代理権については、民法第876条の4及び民法第876条の9により、申立て範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」に限られています。 また、国民年金保険料納付書の発送については、被保険者あてに発送するほか、成年後見人に対しても発送することが可能ですが、保佐人等に対して発送する場合については、家庭裁判所の審判書又は法務局の登記事項証明書の原本などにより特定の法律行為の確認をしていただき、国民年金保険料等の支払に関する法律行為について代理権が与えられている場合は、保佐人等に対しても納付書を送付することができます。 本件については、登記事項証明書に「定期的な支出を要する費用（賃料、公共料金、ローン返済金等）の支払及びこれに関する諸手続き」についての記載があるため、保佐人等あてに納付書の送付が可能ですが、納付書の送付方法については別送扱いのほか、申立てにより国民年金ファイルの住所を保佐人等の住所に変更して直接保佐人等あてに送付する方法が考えられます。 しかし、国民年金ファイルに登録されている住所については、国民年金保険料納付書の送付以外にも使用するものであるため、特定の法律行為にて定められた範囲が国民年金法に関する諸手続事項（資格関係、年金請求、年金受給に関することなど）について定められていることを確認の上、住所変更を行ってください。 なお、住所変更手続きについては、年金事務所等において登記事項証明書又は審判書等の原本を確認の上、写しを住所変更届に添付して提出していただき、登録する住所の最後に「後見人（他に「保佐人」「補助人」等）○○○○様方」と入力してください。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	生活保護による法定免除について
関連条文	国民年金法第89 条第2 号、国民年金法施行規則第74 条第1号生活保護法第26 条
疑義内容	次の事例について、国民年金法第89 条第2 号による法定免除の取扱いをご教示願います。 1.生活保護の生活扶助及びその他の扶助を受給していた方が、生活扶助を受給しなくなり、引き続きその他の扶助を受給している場合は、法定免除に該当しますか。 2.全ての扶助を受給しなくなり、生活保護の「廃止」ではなく「停止」となった場合は、法定免除に該当しますか。
回答	生活保護に係る法定免除については、国民年金法第89 条第2 号に規定されており、法定免除となる援助については、同法施行規則第74 条第1 号に「生活保護法による生活扶助」と規定されています。 生活保護については、その当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって支給額が決定されています。生活保護受給者に収入がある場合は、生活扶助から順に住宅、教育、介護の各扶助に充当させその最低生活費との不足額について支給額が決定されています。 生活保護の「廃止」については、①保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、以後特別な事情が生じない限り保護を再開する必要がないと認められる場合、②保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の臨時的な減少により、以後概ね6 ヵ月を越えて保護を要しない状態が継続する場合が基準として示されています。この場合は、法定免除については非該当になります。 次に「停止」については、①保護世帯の臨時的な収入の増加、または、最低生活費の減少等により、一時的に保護を要しない状態にあり、概ね6 ヵ月以内に再び保護を要することを予測される場合、②保護世帯の定期収入の恒常的な増加、または、最低生活費の恒常的な減少により、保護を要しないと認められるが、この状態が今後継続するかの確実性がないため、生活状況の経過を観察する必要がある場合が基準とされています。この場合、保護の一時的な中断であるとのことから、引き続き法定免除に該当することになります。 よって、1.の場合は、一時的に生活扶助を受給していない場合であることから法定免除に該当します。 次に、2.の場合は、一時的に生活扶助が停止された場合であっても、ある時期が到来すれば生活保護が必要となることが予見される場合に行われる保護の一時的な中断であることから、引き続き法定免除に該当します。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	障害等級3 級に該当しなくなったまま3年経過したため法定免除が非該当になった方が、再び障害等級3 級に該当した場合の取扱いについて
関連条文	国民年金法第89 条第1 号国民年金法施行令第6 条の5 第1 項第1 号、第6条の5 第2 項平成6 年11 月9日庁保険発第35 号
疑義内容	国民年金法第89 条において、障害等級3 級に該当しなくなったまま3 年経過した方は、法定免除が非該当になるとされていますが、その後、再び障害等級の3 級に該当した場合は、法定免除に該当するのかご教示願います。
回答	障害等級3 級に該当しなくなったまま3 年経過したことにより法定免除が非該当になった受給権者が、再び障害等級3 級に該当したことにより障害厚生年金等の支給が再開された場合においては、法定免除に該当しません。 国民年金保険料の法定免除については、国民年金法第89 条第1 号に「障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者…であるとき。」と規定されており、「政令で定める」とは、同法施行令第6 条の5 第1 項第1 号に「被用者年金各法による障害厚生年金又は障害共済年金（障害の程度が第4 条の6 に定める障害の程度に該当する者に支給するものに限る。）」と規定され、同法施行令第4 条の6 関係の別表には障害の程度は1 級及び2 級とされています。 国民年金法第89 条第1 号括弧書きには、「（最後に厚生年金保険法第47 条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態…その他の政令で定める者を除。）であるとき。」と規定されており、その政令で定める者とは、国民年金法施行令第6 条の5 第2 項に定められており、その者については法定免除から除きます。 なお、「国民年金法等の一部を改正する法律等による改正後の国民年金法等の施行について」（平成6 年11 月9 日庁保険発第35 号）には、「障害等級に該当することなく3 年を経過した障害基礎年金等の受給権者は、保険料の納付を要することとされた」ことが記載されています。 上記から、法定免除が非該当となった障害基礎年金等の受給権者が再び障害等級3 級に該当したとしても、国民年金法施行令第6 条の5 第1 項第1 号に規定する同法施行令第4 条の6 に定める障害の状態（別表）に該当していない場合は、法定免除に該当しません。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	外国人にかかる国民年金法第89 条第2 項の適用について
関連条文	国民年金法第89 条第2 号国民年金法施行規則第74 条各号生活保護法第1条（この法律の目的）昭和29 年5 月8日付社発第382号厚生省社会局長通知
疑義内容	国民年金法第89 条第2 号に規定されている法定免除は、生活保護法（昭和25 年法律第144 号）による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないとされています。 法定免除が該当する生活保護法（昭和25 年法律第144 号）は、日本国憲法第25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する目的であるとされており、日本国民に限定されているものとなっております。 しかし、生活に困窮する外国人においても、昭和29 年5 月8日付社発第382 号厚生省社会局長通知にて、「生活保護法第1 条により、外国人は法の適用対象とはならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこと」とされており、日本国民に限定されている保護の対象を、同法を準用し、予算措置として永住者、定住者等に拡大し、法律上の権利として保障されていない外国人に対し実施されています。 以上のことを踏まえ、外国人に対して支給される生活の保護についても、日本国民のみに適用される生活保護法と同様の性質であるものと考えられることから、免除事由該当届を届出した外国人が、生活保護法に準用した行政措置による生活扶助を受給している場合は、国民年金法第89 条第2 号に該当するものとして取り扱うことが可能かご教示願います。
回答	国民年金法第89 条第2 号より規定される法定免除は「生活保護法（昭和25年法律第144 号）による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。」とされています。 また、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29 年5 月8 日社発第382 号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）（以下「社会局長通知」という）において「生活保護法（以下単に「法」という）第1 条により、外国人は法の適用対象とならないものであるが、～一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて必要と認める保護を行うこと。」と示されています。 このことから、外国人に対する生活保護の給付については、生活保護法に根拠を有さずに、行政措置として生活保護法上の保護の決定実施に係る取扱に準じて、外国人に対する生活保護の給付を行っているものです。したがって、社会局長通知に基づく生活保護を受けている外国人については、国民年金法第89 条第2 号に規定する法定免除には該当しないものです。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	法定免除について
関連条文	国民年金法第89 条第2 号国民年金法施行規則第74 条各号生活保護法第1条（この法律の目的）昭和29 年5 月8日付社発第382号厚生省社会局長通知
疑義内容	第１号被保険者の資格喪失日以降の同月内に法定免除に該当する事象が発生した場合、喪失月の前月は法定免除に該当するのか。
回答	被保険者が、国民年金法第89 条各号（法定免除）の規定に該当した場合は、その該当するに至った日の属する月の前月から該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないこととされていますが、第１号被保険者の資格喪失後に法定免除の要件に該当した場合は、第１号被保険者の資格喪失した日の属する月の前月の保険料は法定免除となりません。 (免除されない例) １．死亡後に法定免除事由に該当した場合 ２．６０歳到達後に法定免除事由に該当した場合 ３．海外転出後に法定免除事由に該当した場合 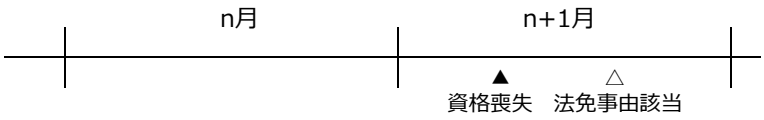 ⇒法免事由該当が資格喪失日以降である場合、ｎ月の保険料は免除されない

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る添付書類について
関連条文	国民年金法第90条、第90 条の2、国民年金法施行規則第77 条の7平成18 年10 月13 日庁保険発第1013001号
疑義内容	失業等を理由とする国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る添付書類について照会します。 A.事業主以外の者 1.雇用保険の被保険者であった者 雇用保険受給資格者証の写し等公共職業安定所が発行した書類 2.雇用保険の適用除外となる国、都道府県、市町村等に雇用される者 当該雇用先の国等が証明した書類 3.1.2.以外の者 離職の事実を確認できる事業主の証明書及び個人住民税に関する書類 （1）離職により特別徴収から普通徴収に切り替わった場合 そのことがわかる納税通知書の写し又は領収書の写し （2）特別徴収であったが、残額を離職時に一括徴収した場合 その旨が記載された事業主の証明書又はそのことが確認できる給与明細書等の写し （3）もともと普通徴収であった場合 離職以前の納税通知書の写し又は領収書の写し（離職時に普通徴収対象者であったことを確認するため） （4）住民税が非課税の場合 市区町村で発行される非課税証明書 Ａ.事業主以外の者3.（3）（4）について、現在は上記の添付書類を求めていますが、「国民年金保険料の免除等に係る適切な事務処理の徹底について（通知）」（平成18 年10 月13 日庁保険発第1013001 号）の内容でも、(2)と同じ取扱い（その旨が記載された事業主の証明書等があれば、納税通知書等の写し、非課税証明書の写しなどは不要）でよいのではないかと考えます。 B.法人事業所の事業主 1.(1)総合支援資金貸付制度申請時の添付書類の写し及び決定通知書の写し (2)事業の休止又は廃止の事実が確認できる公的機関の証明書（事業主によって作成された各種届書に公的機関の受付印があるもの又は発行したことを証する記載があるものは可）2.1.で事業の休止又は廃止の事実が確認できない者→Ａ.3.と同じ ※法人事業所の事業主として、事業主個人の離職の事実を証明する証明書でも可。 清算人が事業主本人以外（破産管財人である弁護士など）であればその清算人が離職の事実を証明した証明書と住民税関係書類をもって特例認定としていました。しかし、疑義照会回答によると法人事業所の事業主として事業主個人の離職の事実を証明する証明書で特例認定としても問題ないと読み取れることから、2.の添付書類まで求める必要はないと考えます。

回答	失業等を理由とする免除等の申請に係る添付書類については、平成18 年10 月13 日庁保険発第1013001 号に記載されており、公共職業安定所等公的機関が発行する書類等によって失業等の事実が確認できない場合において、納税通知書等が添付された事業主の証明書等により失業等の事実確認ができることを規定しています。 本件の場合、申請者が「もともと普通徴収であった場合」と「住民税が非課税の場合」については、納税通知書又は非課税証明書によりその事実を証明できない場合であっても、事業主の証明書により失業等の事実確認ができるのであれば、納税通知書等の写しを添付する必要はありません。 また、法人事業所の事業主本人が作成した失業等の事実を証明する証明書についても失業等の事実確認ができるのであれば、当該証明書により失業等の事実があったものとして判断することは可能です。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	住所変更による世帯構成変更があった際の国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る事務取扱いについて
関連条文	国民年金法第90条、第90 条の2平成21 年12 月28 日厚生労働省告示第529 号
疑義内容	住所変更による世帯構成変更があった際の国民年金保険料免除・納付猶予に係る事務取扱いについて、「婚姻・離婚等により、免除申請前に世帯変更があった場合、変更前の世帯状況を市町村役場から証明してもらい、世帯変更前後それぞれの対象者で所得審査を行う。市町村役場から世帯構成変更前の証明が得られない場合、申請者から世帯構成変更前の申立書、対象者の所得証明書の提出を求め、それに基づき審査を行う。」との疑義照会回答がありましたが、婚姻だけでなく、転入、転居前の世帯状況の証明を得ることは、当県では不可能な市町村役場がほとんどであり、申立書等による対応になると思われます。 また、免除申請時点で承認可能期間内に住所変更があった場合、婚姻・離婚の場合に限らず、実家から独り暮らしとなった方など、全てにおいて世帯構成の変更が疑われますが、過去の疑義照会では婚姻・離婚に伴う世帯構成の変更（配偶者の有無）の場合しか言及されていません。 婚姻・離婚を伴わない住所変更による世帯構成の変更（世帯主の変更）の場合も、上記と同じ取扱いを行う必要があるのでしょうか。
回答	婚姻・離婚以外の世帯構成の変更（転居、世帯分離等）が確認された　場合は、実態に基づき変更の前後で個別に審査・処分を行うことが必要と考えられます。 厚生労働省告示第529 号に定められた期間内において世帯構成の変更があった場合は、申請書の備考欄に記入する様式となっており、記入のあった場合は、その事実を確認した上で審査を行う必要がありますが、変更前の配偶者及び世帯主の所得状況を市町村で証明できない場合は、申請者に対し確認できる書類を提出していただき審査を行うことになり、審査すべき免除申請の範囲については、告示上に明記された期間内のうち当該変更の前後で個別に処分を行うことになります。 また、市町村証明等により世帯変更が判明したにもかかわらず、世帯状況等の確認ができなかった場合は、被保険者に書類の返戻等を行った上で、世帯変更の申立及び所得状況を明らかにする書類を提出していただき審査することになります。 なお、申請者等による世帯状況等が変更した旨の申立については、免除申請書の備考欄を活用していただくほか、申立書等を使用されても問題ないと思料されます。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	国民年金保険料免除審査の「分離長期譲渡所得」の取扱いについて
関連条文	国民年金法第90条、第90 条の2国民年金法施行令第6 条の11、第6 条の12地方税法附則第34 条第4 項、第5項所得税法第33 条第3 項
疑義内容	国民年金保険料の申請免除について、分離長期譲渡所得に係る特別控除は、審査に当たり所得額から控除できるかどうかご教示願います。
回答	分離長期譲渡所得に係る特別控除については、国民年金法施行令第6 条の11 及び12に明記されておらず、同条の適用を受けるとは解されないため、国民年金保険料免除における所得額については特別控除前の金額により審査をすることになります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	国民年金保険料免除の特例認定に係る失業の確認書類について
関連条文	平成15 年3 月31日庁保険発第16号平成18 年10 月 13 日庁保険発第1013001 号
疑義内容	失業を理由とする申請免除に係る要件審査について、地方法務局が証明する「閉鎖事項全部証明書」は、事業の休止又は廃止の事実及びその年月日を確認できる公的機関が証明する書類として取り扱ってよいかご教示願います。
回答	「閉鎖事項全部証明書」は、設立された法人会社が解散等により、登記簿が閉鎖されたことを証明する書類であることから、事業の休止又は廃止の事実を確認できる公的機関の証明書に該当します。ただし、法人会社の移転等により別の法務局の管轄になった場合にも「閉鎖事項全部証明書」が交付されますので、内容の確認が必要になります。 本件の場合、「閉鎖事項全部証明書」の他に「雇用保険被保険者離職票」等の公的機関が交付する証明書により、失業の事実を確認することができます。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	収監中の国民年金保険料免除の継続申請者の取扱いについて
関連条文	国民年金法施行規則第77 条第3項平成18 年9 月27日庁保険発第0927002 号　平成18 年12 月22 日庁保険発第1222002 号
疑義内容	国民年金保険料免除の継続申請について、所得未申告の場合は、継続申請者あてに案内文書（期限内に返信がない場合、継続申請者としての登録を取り消す等の説明がある文書）を送付し、返信がなかった場合は、継続申請者としての登録を取り消すことになっています。 収監中の継続申請者が住民票上の住所に居住しておらず、実質的に案内文書の内容を知ることができなかった等のため、期限内に返信ができなかった場合も、継続申請者としての登録を取り消すべきでしょうか。
回答	国民年金保険料免除の継続申請について、引き続き同一の事由により申請を行う旨の申出があった場合については、国民年金法施行規則第77 条第3 項により、申請書の提出及び添付書類を要しないことと規定されています。 継続申請者等が未申告者である場合の取扱いについては、「免除等の申請者等が所得に係る未申告者である場合の取扱いについて」（平成18 年12 月22 日庁保険発第1222002 号）により、市町村による税務申告の指導にもかかわらず、申請者がこれに応じなかった場合は、免除等の申請に係る形式的な要件に不備があることを理由に、申請を却下することになります。 なお、継続申請者の所得が確認できない等により案内文書を送付した場合に、当該案内で指定した期限までに回答がない方については、継続免除者としての登録を取り消してください。（「継続免除登録を取り消した場合における被保険者あての通知様式について」（平成18 年9 月27 日庁保険発第0927002 号） また、当該申請者が不在等により案内文書の送達ができない場合は公示送達を行う必要がありますが、公示送達の具体的な取扱いについては、機構本部において検討中のため、追って指示・依頼を発出します。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	国民年金保険料免除審査の「先物取引の所得」に関する額の計算方法について
関連条文	国民年金法第90条、第90 条の2国民年金法施行令第6 条の11、第6 条の12地方税法附則第35 条の4 第4 項
疑義内容	国民年金保険料の申請免除に係る所得額の計算方法について、「先物取引繰越控除」は一部免除の審査に当たり所得額から控除できるかどうか、ご教示願います。
回答	国民年金保険料の免除等申請書に係る所得等を審査する場合で、全額免除については、国民年金法施行令第6 条の11 に「地方税法第313条第8 項及び第9 項の規定による控除前の同条第1 項に規定する総所得金額、…の合計額とする。」と規定されています。 この場合の総所得額には、退職所得金額や山林所得金額の他に事業所得、不動産所得、給与所得又は雑所得が該当し、先物取引に係る所得についても雑所得とみなされます。 本来、総所得額は上記事業所得以下の所得については、繰越控除を受けている場合は、その控除後の金額を示していますが、国民年金法施行令第6 条の11 には、「控除前の同条第1 項に規定する総所得金額」と規定されていることから、先物取引の所得において先物取引控除があったとしても、控除する前の金額にて審査することになります。 次に、多段階免除等については、国民年金法施行令第6 条の12 に「地方税法第313条第1 項に規定する総所得金額、…の合計額とする。」と規定されており、この場合の総所得金額については、繰越控除を受けている場合は、繰越控除後の金額を示すことから、先物取引の所得においては、先物取引控除した後の金額にて審査することになります。 地方税法附則第35 条の4 第4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額については、「他の所得と区分した上で個別に100 分の3 に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課し、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす」と規定されており、多段階免除等を審査する場合における他の所得について、先物取引において生じた損失を控除できないことが記載されています。 よって、本件の場合は、全額免除に該当しませんが、多段階免除には該当することになります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	税制改正に伴う国民年金法に係る所得額の計算方法の変更の有無について
関連条文	-
疑義内容	税制改正により、「上場株式等の配当所得の申告分離課税」が創設されたため、平成22 年から分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得が総所得金額から除かれることとなる。 被保険者等が総合課税とするか分離課税とするかを選択することで、総所得金額に差が生じることとなるが、免除審査にあたり、仮に上場株式等の配当所得について分離課税を選択した場合、分離課税を除く総所得金額によることになるのか。
回答	国民年金法施行令第6 条の10 に規定される「所得」の範囲については、今般の税制改正に伴う改正は行われないことから、上場株式等の配当所得の申告分離課税を選択した者に係る配当所得については、「所得」から除かれることとなります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	すでに多段階免除が承認されている者の特例による再申請について
関連条文	-
疑義内容	平成21 年8 月1 日に免除申請をし、多段階免除が承認となっている被保険者から、平成21 年10 月末に離職したことにより雇用保険受給資格者証を添付し平成22 年2 月1 日に再度免除申請が行われた。 この場合、再申請として取り扱い申請月の前月から特例認定を行うべきか、もしくは失業を事由とする申請が申請時期によって承認期間が相違しないために、失業日の前月まで遡及して特例認定を行うべきか、ご教示願います。 また、上記事例が継続申請で納付猶予が承認済みであった者の取り扱いについてもご教示願います。
回答	国民年金法施行規則第77 条の8 第3 項は、保険料の一部を納付することを要しないものとされた被保険者が、全額免除の申請を行ったときは、保険料免除取消の申請を行ったものとしてみなす規定となっています。 このため、平成21 年7 月から平成22 年6 月までの期間について、一部免除承認となっている被保険者が、平成22 年2 月1 日に全額免除の申請を行った場合は、一部免除承認の取消申請を行ったものとみなし、国民年金法第90 条の2 第4 項の規定により申請があった日の属する月の前月以後の全額免除の申請にかかる審査・処分を行うこととなるため、一部免除承認期間は、平成21 年7 月から平成21 年12 月までとなります。 また、平成17 年3 月29 日付け庁保険発第0329004 号「国民年金法等の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」により、特例免除に関する取扱いは、当該事由が生じた日の属する月の前月以降の期間となるため、本件に係る全額免除承認期間は、平成22 年1 月から平成22 年6 月までとなります。 なお、継続申請による若年者納付猶予にかかる取扱いも同様となります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	所在がわからない配偶者の所得審査について
関連条文	-
疑義内容	免除の申請があった被保険者は、配偶者と別居し所在が不明な状態である。 過去の疑義照会回答により、「住民票が別であっても配偶者がいる場合は、免除の所得審査の対象とすべき」と回答されているが、所在がわからなく所得の確認できる書類を添付することができない場合の対応についてご教示願いたい。
回答	国民年金保険料の免除等は、被保険者本人に加え、配偶者についても所得審査の対象とされています（国民年金法第90 条等）。 単に、配偶者の所在が不明となっている場合、現行法上、離婚手続（注）を行わない限り、引き続き婚姻が継続しているものとして取り扱います。 したがって、所在不明となっている配偶者が所得申告をしていないために所得の確認ができない場合は、免除の要件に不備があることを理由として却下処分を行うこととなります。 （注） 離婚手続について ① 現行法上、離婚の方法は、協議離婚（民法第763 条、第764 条）、調停離婚（家事事件手続法第268 条第1 項）、審判離婚（家事事件手続法第284 条第1 項）、裁判離婚（民法第770 条）及び裁判上の和解・認諾による離婚の5 種類がある。離婚しようとする場合は戸籍法に基づき届出することを要する（戸籍法第76 条、第77 条）。 ② 夫婦の身分関係は、民事法等において基本となる関係であり、公共的性質を有しているものであるため、離婚にあたっては、画一的に身分関係を確定するための対世効(※)を持たせることが必要であり、これを担保するため、人事訴訟法等の法令に基づく手続によることが必要とされていること。 ③ 離婚原因の事実認定においては、当事者による申立てだけでは足りず、当事者及びその利害関係人等に対し、人事訴訟法等に基づく詳細な調査が実施されている。 (※)対世効とは、訴訟当事者だけでなく、第三者にも認められる判決の効力

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	免除申請書において市町村で確認する地方税法上の障害者・寡婦の取扱いについて
関連条文	-
疑義内容	平成22 年7 月に平成22 年度の免除申請を行った被保険者が、前年は寡婦であり寡婦特例控除を受けていたが本年2 月に婚姻したことにより今年度の免除申請時点では寡婦でなくなっている場合、市町村確認欄の地方税法上の障害者・寡婦の欄は前年の所得内容にあわせて寡婦として取り扱うべきか。 または、免除申請時点では婚姻していることから寡婦には該当しいものとして取り扱うべきか。
回答	国民年金法（以下「国年法」という。）第90 条第1 項において「の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請があった日以後、当該保険料に係る期間を第5 条第4 項に規定する保険料全額免除期間に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。」と、さらに、第1 号において、「前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。」と規定されており、世帯主及び配偶者の認定や所得要件の判定は、いずれも被保険者等から免除の申請があった時点において行われることになります。 したがって、申請に対する審査を行う場合、配偶者の所得審査は必要となりますが、被保険者は前年の12 月31 日現在において寡婦であったことから、国年法90 条第1 項第1 号のみならず、第4 号に規定する寡婦（国民年金法施行令第6 条の8 で規定する額）であるものとして審査することになります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	国民年金法（60年改正前）第7条第2 項第8号に規定する学生について
関連条文	-
疑義内容	昭和42 年4 月から昭和46 年3 月まで独立行政法人水産大学校に在籍していた。独立行政法人水産大学校は学校教育法第52 条に規定する大学ではないが、昭和44 年頃、人事院より「大学と同等の学校」と指定を受けている（水産大学校に確認済）。 上記の者は、学校教育法第52 条に規定する大学と同等の学校に在籍していたとして、国民年金法（60 年改正前）第7 条第2 項第8 号ロに規定する学生とすることができるか。
回答	昭和61 年3 月以前の旧国民年金法における被保険者とは、旧国民年金法第7 条第1 項に「日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者」と規定されており、同法同条第2 項各号に「被保険者の適用除外となる者」について規定されています。 本件については、昭和61 年3 月以前の大学生の適用除外に係るご照会ですが、適用除外となる大学生は、旧国民年金法第7 条第2 項第8号のロに「学校教育法第52 条に規定する大学及び同法第69 条の2 第2 項に規定する短期大学並びにこれらに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの」と規定されており、同文中、並びに以降に記載されている「～これらに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの」とは、厚生省告示に基づき別途告示された学校でなければなりません。 したがって、ご質問にある昭和44 年当時在学していた学校は、学校教育法第52 条に規定する大学でないこと、また、厚生省告示による大学に該当しないことから、大学生と認めることはできません。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	免除の取消申請の取消期間について
関連条文	国民年金法第90条第3 項
疑義内容	国民年金法第90 条第3 項では、免除の取消は「取消申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」とありますが、取消の始期を申請月の前月と限定することなく、申請日の属する月の前月以後の希望する任意の月より将来に向かって免除取消を行うことは可能でしょうか。 ＜事例＞ 平成22 年7 月から平成23 年6 月まで全額免除が承認されている被保険者が、平成23 年4 月分からの1 年前納を行うために免除取消を希望している場合、同法第90 条第3 項の「前月以後」を取消の始期であると解釈すると、平成23 年5 月中に取消申請を行わなければならず、その場合、1 年前納の機会を損失します。 「前月以後」とは単に免除を取り消すことが可能となる範囲を示しているにすぎず、前月以後の将来の期間であればどの時点からでも取消申請は可能であると解釈することが妥当と思われます。 よって、本件については、平成23 年4 月中に取消申請があった場合でも、希望する平成23 年4 月からの免除取消を行うことが可能であると考えます。
回答	国民年金法第90 条第3 項の趣旨は、同条第1 項により免除を承認された期間について、同処分を取り消す場合に、効果を遡って申請時に認められた時点まで取り消すと納付期限を経過して未納となってしまう期間が発生してしまうため、前月以降の期間を取り消すことができることを規定しています。 同法第90 条第3 項には、「…当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」と規定されていることから、申請日の属する月の前月以後の各月については任意で免除期間を取り消すことができます。 ただし、免除取消の始期は申請があった日の属する月の前月以後の任意の月を指定できますが、当該任意の月以後は免除対象の終期まで取り消すことになります。 なお、国民年金法第90 条の2 第4 項（多段階免除）及び国民年金法平成16 年改正法附則第19 条第3 項（若年者納付猶予）についても同様の取扱いとなります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	学生納付特例被保険者の取消申請における法律的根拠について
関連条文	-
疑義内容	免除申請の処分を受けた被保険者からの取消申請があった場合と学生納付特例の処分を受けた被保険者から取消申請があった場合の違いについて全額免除者（国民年金法90 条）多段階免除者（国民年金法90 条の2）には、それぞれ、「国民年金法第90 条第3 項」により取消しができる旨法律本文で整備され、「申請があった月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる」となっている。 また、施行規則第77 条の8 において、提出方法等が明記されている。 しかし、学生納付特例者（国民年金法第90 条の3）には、学生納付特例の不該当の届については、国民年金法施行規則第77 条の9 第1 項「学生で無くなった場合の申請」に、取り消し申請は、国民年金法施行規則第77 条の9 第3 項「取消し申請においても準用する」と、それぞれ規定してありますが、国民年金法に、取消しができる法文やその対象月分が明記されておりません。 通常、国民年金法90 条の3 法文上「学生等である被保険者又は学生等であった被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（学生等である期間又は学生等であった期間に限る。）」と、あることから「承認期間は学生でなくなった月」までを承認期間とし、その翌月から保険料の納付義務が発生としている。 では、取消届は、「学生納付特例期間は申請のあった日の属する月の前月まで」とし、申請のあった月分から納付義務が生じるとしている。 「国民年金法第90 条第3 項」は「申請があった日の属する月の前月以後」であるが、適用されないため、この回答による取り扱いとしている。 法律条文にない取り扱いは果たして可能なのかとの疑問が生じる。法的根拠等ご教示願いたい。
回答	国民年金法第90 条及び第90 条の2 の規定による処分を受けている被保険者が当該処分の取消申請を行う場合の取扱いについては、同条に規定されており、「当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。」と規定されています。 一方、国民年金法第90 条の3 の規定による処分を受けている被保険者が当該処分の取消申請を行う場合の取扱いについては、国民年金法施行規則第77 条の9 第3 項に規定されており、学生納付特例の承認を受けている学生等である被保険者又は学生等であった被保険者が保険料を納付することを目的として当該処分の取消申請を行った場合は、当該処分全体を取消しすることとなります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	学生納付特例不該当届について
関連条文	国民年金法第90条の3国民年金法施行規則第77 条の9
疑義内容	学生納付特例不該当届の「学生でなくなった日」については、疑義照会の回答により、退学の場合は、退学した日までは学生であったものであることから、退学した日の翌日が該当するとされています。 また、退学の場合においては、退学した日までは学生であることから、退学した日が属する月までは学生である期間又は学生であった期間として、学生納付特例が承認されることになるとされています。 学生納付特例不該当届が退学により提出された場合、業務処理マニュアルによると、学生でなくなった日の翌月分から保険料の納付義務が発生することとされているため、疑義照会の回答のとおり学生でなくなったときを退学した日の翌日と解釈すると、退学の日が月末の場合、翌々月から保険料が発生することになると思われます。 しかし、過去の疑義照会回答によると、退学した日が属する月までが学生である期間又は学生であった期間として、学生納付特例が承認されるため、退学した日の属する月の翌月から保険料が発生するため、解釈の仕方によって1 ヵ月の差が生じてしまいます。 そのため、月末退学の場合の学生納付特例不該当届の取扱いについてどのように取り扱えばよいかご教示願います。
回答	国民年金法第90 条の3 には、学生納付特例期間について「学生等である期間又は学生等であった期間に限る。」と規定されていることから、学生等である期間又は学生等であった期間までが学生納付特例期間であると判断できます。 したがって、学生納付特例を承認されている学生等から退学等により学生納付特例不該当の届出があった場合は、学生であった月の翌月分から国民年金保険料の納付義務が発生することになります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	学生納付特例承認期間中に厚生年金保険の得喪後、国民年金被保険者資格を再取得した場合の取扱いについて
関連条文	国民年金法第90条の3
疑義内容	平成15 年4 月から平成16 年3 月まで学生納付特例承認期間である方が、平成15 年7 月1 日から厚生年金保険の被保険者資格を取得し、国民年金の被保険者資格を喪失したため、平成15 年7 月以降の学生納付特例が取り消されました。その後、平成15 年7 月23 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の被保険者資格を再取得し保険料を納付していましたが、一部、未納期間になりました。 学生納付特例として承認されていた期間のうち、保険料を納付している期間についてはそのまま納付済期間とし、未納期間について、学生納付特例承認期間として記録を追加することができるでしょうか。
回答	国民年金保険料免除等承認者が、当該承認期間中に種別変更により国民年金被保険者の資格喪失した後に、再度国民年金の資格を取得し、引き続き学生であった場合の国民年金保険料の取扱いについては、国民年金保険料免除等承認期間中であれば、再取得以降の月分についても免除等の処理を行うことが可能です。 この取扱いについては、学生納付特例についても同様ですので、再取得した以後の期間について学生納付特例承認期間として記録追加してください。 ただし、当該期間に保険料が納付されている場合は、過誤納処理を行った上で、納付を希望される場合は追納を勧奨してください。 なお、当該被保険者が保険料を納付することを目的として学生納付特例の承認を希望されない場合は、改めて学生納付特例取消申請書を提出していただくことにより、承認されている学生納付特例について取り消すことが可能になります。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	遺言により受遺者となった従兄弟からの国民年金保険料還付請求について
関連条文	国民年金法施行令第9 条第1 項国民年金法施行規則第80 条第1項、第2 項民法第887 条、第889 条、第890 条、第964 条、第990条、第1006 条、第1010 条、第1012 条
疑義内容	被保険者が死亡した場合の前納保険料の還付請求は、国民年金法施行令第9 条第1 項により、被保険者の相続人が行うこととされています。 通常、被相続人の従兄弟は相続人とはなりませんが、遺言により受遺者となった従兄弟が国民年金保険料の還付請求を行うことは可能でしょうか。
回答	国民年金保険料を前納した被保険者が死亡した場合の還付については、国民年金法施行令第9 条第1 項により、死亡した被保険者の相続人の請求に基づき行うことになっていることから、被相続人の遺言により受遺者になる者についても、保険料の還付請求を行うことができる者となることから、本件の遺言により受遺者となった従兄弟については、保険料還付請求を行うことができます。 なお、特定の財産を指定して与える「特定遺贈」による特定受遺者の場合については、遺言により還付となる保険料の対象年月等について指定がない限り、請求者となることはできません。

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	死亡者に係る還付請求権について
関連条文	民法第739 条、第890 条
疑義内容	以下の例の場合、被保険者が死亡した当時夫であった方は、再婚後に判明した国民年金保険料の還付請求についても国民年金保険料の還付請求権者となるでしょうか。 ＜例＞ 平成10 年4 月被保険者死亡 平成20 年7 月被保険者の死亡した当時夫であった方が再婚 平成25 年2 月被保険者の年金記録が、厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間で重複していたことが判明したことにより、国民年金保険料還付決定決議される。
回答	民法第890 条において、「被相続人の配偶者は、常に相続人となる。」と規定されていることから、相続開始時に配偶者であれば、後に再婚したとしても元配偶者の相続人になるため、元配偶者の国民年金保険料の還付請求権者となります。 ただし、配偶者には内縁関係の者は含まれません。（民法第739 条）

V 日本年金機構の執務用資料集

テーマ	成年後見人に国民年金保険料納付書等の別送扱いができるか
関連条文	-
疑義内容	民法に、 （成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮） 　第八百五十八条成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。 （財産の管理及び代表） 第八百五十九条後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。 2 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。とあります。 また、口語民法（補訂4 版）自由国民社 P 411 に ① 後見人は、後見される者の財産を管理し、またその財産に関する取引きその他の行為について、後見されるものに代わって代理人として行動できる。 ② 略 とあります。 　このことから、国民年金保険料の支払い、免除申請等が財産の管理に当たるかどうかということが問題になると思われます。 　国民年金保険料の支払い、免除申請等は被保険者にとって、現在も将来的にも重要な関心事であり、その支払い等は広い意味での財産の管理になると判断します。 　したがって、「登記事項証明書又は審判書の原本を添付してもらい成年後見人であることを証明してもらう。成年後見人ということがわかれば納付書等の別送扱いができる。」と結論します。 　上記のとおりですが、取扱いについて通知、諸規定等に明示されていないため、機構本部へ照会いたします。
回答	成年後見人は、民法第858 条において、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行い、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないと規定されています。 　また、財産管理とは、成年被後見人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費（税金・社会保険料等）の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書などの保管などを行うことであり、成年後見人には成年被後見人の財産に関して全面的な代理権が与えられ、成年被後見人の財産上の手続き及び成年被後見人のための費用の管理・支出は、すべて成年後見人が代わって行うこととなります。 　以上のことから、成年被後見人にかかる国民年金保険料の納付手続き及び支払い（計画も含む）については、成年後見人が行う職務であるものと考えられるため、成年後見人より納付書の送付依頼があった場合は、成年後見人であることを、必ず登記事項証明書または、審判書及び確定証明書の原本によって確認し、送付することとなります。 　なお、窓口による交付依頼があった場合は、成年後見人である確認及び身分証明書によって本人の確認を行い、納付書の交付を窓口で行うこととなります。

収録されている疑義照会は日本年金機構のホームページに掲載されているものと同様です。

2．本人確認

ここでは日本年金機構が策定する年金相談マニュアルの中から「本人確認」の取扱いを紹介します。

日本年金機構では、個人情報を確認せずに、「年金制度」や「手続き方法」等の一般論に限定して相談を行う形態を「一般相談」と呼んでいます。
一方、年金記録やプライバシーに関わる個人情報を確認したうえで、個別具体的な内容まで踏み込んで相談を行う形態を「個別相談」と呼んでいます。
「個別相談」を行う場合には「本人確認」を実施します。

市区町村での年金関係手続きについても、なりすまし防止の観点から、引き続き適正な本人確認を行うべく、以下に記載した事項も参考にしてください。

1．本人

次の①または②を確認できたときは本人として、個別相談に応じることができます。
窓口装置からの出力帳票や、各種証明書の再交付 Point!8 の年金個人情報を交付する場合は、必ず②を確認します。

① 持参した日本年金機構から本人に交付された文書 Point!4 のいずれか1つ
② 次のア～ウを突合し、すべての内容が一致する

ア. 年金相談・手続受付票に記載されている各項目
イ. 窓口装置で確認できる記録
ウ. 本人確認書類 Point!5

2．本人以外

本人以外の方からの相談の場合、来訪者の区分に応じた確認ができたときは、委任者（本人）の代理人として、個別相談に応じることができます。

（1）家族

次の①及び②を確認します。

① 委任状 Point!6
② 家族の本人確認書類 Point!5

なお、委任状が作成できない場合は、次のア～ウをすべて確認し、エについても可能な限り確認し対応します。

ア． 相続対象者との続柄が、次の(ｱ)~(ｸ)のいずれかであることの申立て

(ｱ) 配偶者
(ｲ) 子
(ｳ) 父母
(ｴ) 孫
(ｵ) 祖父母
(ｶ) 兄弟姉妹
(ｷ) (ｲ)～(ｶ)の配偶者
(ｸ) 同居の家族（２親等以外を含む）

イ． 相談対象者が障害者または施設入所者であり、かつ一般的に本人が来訪することが困難であると認められる事情 Point!7
ウ． 家族の本人確認書類
エ． 次の(ｱ)及び(ｲ)を窓口装置で確認できる記録と突合し一致する

(ｱ)相続対象者の氏名、生年月日、住所
(ｲ)家族の氏名、生年月日、住所

また、委任状を持参していない家族が、日本年金機構から本人宛に送付された通知書類等を持参している場合、その通知書等の記載内容に関する相談のときは、相談に応じてください。

通知書等に記載のない事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数、標準報酬月額等の被保険者記録に関することや、年金額、支払額、受取先金融機関等の受給権者記録に関することについては、回答することはできません。

（２．本人以外）

（２）代理人（法定代理人以外） Point!9-10
次の①及び②を確認します。

① 委任状 Point!6
② 代理人の本人確認書類 point5

（３）親権者 Point!10 次の①~③をすべて確認します。

① 次のアまたはイの相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

ア. 年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している
イ. 日本年金機構から本人に交付された文書 Point!4 など

② 親権者であることを証明できる、戸籍全部事項証明書 など
（交付日から６ヶ月以内のもの）
③ 親権者の本人確認書類

（２．本人以外）

（４）成年後見人等 Point!10
［成年後見人、未成年後見人、不在者財産管理人］［保佐人・補助人・任意後見人］

①　成年後見人等からの届出があるとき Point!11
次のア～ウをすべて確認します。

ア．　次の(ｱ)または(ｲ)の相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

(ｱ)　年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している
(ｲ)　日本年金機構から本人に交付された文書　Point!4　など

イ．　窓口装置で確認できる成年後見人等の住所・氏名　など
ウ．　成年後見人等の本人確認書類　Point!5

②　成年後見人等からの届出 Point!11　**がないとき**
次のア～ウをすべて確認します。

ア．　次の(ｱ)または(ｲ)の相談対象者の基礎年金番号を特定できるもの

(ｱ)　年金相談・手続受付票に記載されている各項目と窓口装置で確認できる記録が一致している
(ｲ)　日本年金機構から本人に交付された文書など

イ．　次の(ｱ)または(ｲ)の成年後見人等であることを証明できるもの
（いずれも交付日から６ヶ月以内のもの）
（注）保佐人・補助人・任意後見人については財産管理の代理権が認められている場合に限る。

(ｱ)　法務局の登記事項証明書
(ｲ)　裁判所の審判書の謄本及び確定証明書

ウ．　成年後見人等の本人確認書類

（２．本人以外）

（５）施設・療養機関の職員

次の①～③をすべて確認できたときは被保険者記録に関する個別相談に応じることができます。また、被保険者記録の情報のみの文書の交付（再交付）が可能です。

① 相談対象者が施設入所者であり、一般的に来訪することが困難であると認められる事情Point!7 があること
② 次のア～ウのいずれか１つを確認

ア. 家族から文書による相談依頼が施設・療養機関の職員に対してあること
イ. 家族が本人に代わって相談することができない、次の(ｱ)~(ｳ)の状況が記された申立書があること
ウ. 家族が本人に代わって相談することができない、次の(ｱ)~(ｳ)の状況が聞き取りにより確認できたこと

(ｱ) 家族がいないか、または家族がいることが確認できない
(ｲ) 家族の所在が不明である
(ｳ) 家族が本人に代わって相談することについての協力が得られない

③ 施設・療養機関職員の本人確認書類 Point!5

3．本人死亡

死亡者の記録に基づく年金相談は原則、遺族基礎年金・遺族厚生年金・未支給年金※・寡婦年金・死亡一時金の受給権を有すると判断される場合のみ個別相談に応じることができます。

年金請求等にあたり、手続きに必要な相談対応については行う必要があります（行政手続法第７条、第8条）。請求等の相談の際に、戸籍や住民票が提示され、生計維持の確認に必要な書類を具備していると認められた場合は、手続きに必要な相談対応を行ってください。

しかし、死亡者の個人情報の提供については、遺族年金や未支給年金の支給決定後まで行うことはできませんのでご注意ください。

対応にあたっては、年金相談と個人情報の提供との切り分けが必要なことにご注意ください。

なお、以下の条件に該当する場合は、個人情報の提供ができます。

（1）遺族

次のアまたはイを確認した場合、遺族年金等の金額を確定するために必要な最低限の情報提供が可能です。

※　未支給年金の受給権者のうち情報提供が可能となるのは、死亡した者に配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限ります。

ア．　次の(ｱ)及び(ｲ)を確認できたとき

(ｱ)　遺族の遺族年金等が決定済みであることを確認できる日本年金機構から交付した文書Point!4　を持参しているとき
(ｲ)　遺族の本人確認書類 Point!5

イ．　日本年金機構から交付した文書を持参していないときは、次の(ｱ)～(ｳ)を突合して一致し、遺族年金等の受給権者であることを確認できたとき

(ｱ)　年金相談・手続受付票に記載されている各項目
(ｲ)　窓口装置で確認できる記録
(ｳ)　遺族の本人確認書類

（３．本人死亡）

（２）遺族以外の相続人

遺族年金等の受給権者以外の相続人に対しても、社会通念上必要な範囲であれば、死亡した者のプライバシーに配慮しつつ、一定の条件の下で死亡時の年金種類、年金額、最終に年金を振り込んだ金融機関の口座情報の提供が可能です。

①　損害賠償請求権のある相続人

次のア~エをすべて確認できたときは、損害賠償を受けるうえで必要となる文書(東京電力の損害賠償を受ける場合・自動車損害賠償補償法の保険金を受ける場合)として、年金額改定通知書やそれに代わる死亡前１年間の年金受給額に限定した文書の交付（再交付）に応じることができます。

ア．本人（死亡者）の基礎年金番号、氏名、住所、生年月日が分かるもの
イ．本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書　など
ウ．損害賠償を受け取る権利があることを証明する書類
エ．相続人の本人確認書類 Point!5　の写し

②　相続財産管理人

次のア及びイを確認したときは相続財産管理人と特定し、被相続人（死亡者）の相続財産の調査に必要なもの・準確定申告用源泉徴収票のみ文書の交付（再交付）に応じられます。

ア．相続財産管理人の本人確認書類
イ．次の(ｱ)および(ｲ)の相続財産管理人であることを証明できるもの
(いずれも交付日から６ヶ月以内のもの)

(ｱ)　法務局の登記事項証明書
(ｲ)　裁判所の審判書の謄本及び確定証明書　など

③　準確定申告を行う相続人

準確定申告を行う旨の申し立てがあった場合で、次のア~ウをすべて確認できたときは、準確定申告を行う相続人と特定し、準確定申告用源泉徴収票の交付（再交付）に応じることができます。

ア．本人（死亡者）の基礎年金番号、氏名、住所、生年月日が分かるもの
イ．本人（死亡者）と相続人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書　など
ウ．相続人の本人確認書類の写し

（３．本人死亡）

④　死亡者の年金にかかる返納金の返済義務者

次のア~ウすべてについて確認できたときは、返納金にかかる年金額や年金振込の金融機関、口座情報の提供に応じることができます。

ただし、返納通知は、未支給・死亡届の提出者に送付されるため、返納告知を受けた者が返済義務者と必ずしも同一人ではありませんので、ご注意ください。

ア．　死亡者の返納通知を持参しており、かつ返納金の返済義務者であること
イ．　死亡者と届出（相続）人の続柄を確認できる戸籍全部事項証明書　など
ウ．　届出（相続）人の本人確認書類　Point!5

Point!4 日本年金機構から本人に交付された文書

日本年金機構が国民に対して送付する文書には様々なものがあります。
しかし、ただ単に日本年金機構から郵送されたものが日本年金機構から本人に交付された文書に該当するものではありません。
主な例として、基礎年金番号、年金コードが記載された

① 年金手帳
② 年金証書
③ 改定通知書
④ 振込通知書
⑤ 支給額変更通知書

などの他に、窓口装置で、照会番号またはお客様のお問い合わせ番号を入力することにより、基礎年金番号を確認することができる

①´ ねんきん定期便
②´ 年金記録の再確認のお願い

などを日本年金機構から本人に交付された文書とみなします。

個人情報の不正取得が原因となる案件が発生していますので、日本年金機構から本人に交付された文書の原本であっても、相談時の対応には細心の注意を払うことが必要です。

Point!5 本人確認書類の一般例

1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの （異なる○印の組合わせが必要です）
○運転免許証（運転経歴証明書） ○住民基本台帳カード（写真付きのもの） ○旅券（パスポート） ○身体障害者手帳 ・療育手帳 ○特別永住者証明書 ・在留カード ○国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの） ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定所 ・検定合格証 （警備員に関する検定の合格証）	○被保険者証、組合員賞（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合） ○住民基本台帳カード（写真の貼付のないもの） ○公的年金（企業年金、基金を除く）の年金証書または恩給証書 ○年金手帳 ○日本年金機構が交付した通知書 （年金額改定通知書、年金振込通知書等） ○金融機関またはゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード ○印鑑登録証明書 ○学生証（写真付きのもの） ○国、地方公共団体または法人が発行した身分証明書（写真付きのもの） ○国または地方公共団体が発行した資格証明書（写真付きのもので左記に掲げる書類を除く）

※　「外国人登録証明書」は、一定の期間（最長の方で平成27年7月8日まで）、特別永住者証明書または在留カードと同等とみなします。

資格（身分）証明書（公的機関等が発行する証明書で、氏名、住所、生年月日、顔写真など、個人を特定する情報を記載、貼付した有効期限内のもの）は原本の提示が必要です。写しや画像は認められません。

なお、例示にないものであっても内容を確認し、例に相当すると認められるものは「本人確認書類」とします。

Point!6 委任状

お客様が本人ではないときで相談対象者の個別年金相談を行うときは、お客様が委任者（本人）の真正な委任を受けた代理人であることを、委任状によって委任者（本人）の意思を確認します。

そのため委任状は、次の項目すべての記載等があることが必須です。

① 作成年月日
② 委任者（本人）は被保険者のときは基礎年金番号※
委任者（本人）が受給者のときは基礎年金番号※・年金コード
③ 委任者（本人）の署名・押印
④ 委任者（本人）の生年月日・住所
⑤ 委任する相談の内容
⑥ 代理人（相談者）の氏名・住所・委任者（本人）との関係
⑦ 相談対象者が死亡者のときは次の項目

ア．死亡者の基礎年金番号
イ．死亡者と委任者（本人）との続柄
ウ．死亡者の氏名
エ．死亡者の生年月日

※ 委任者（本人）の基礎年金番号が不明のため未記入であったとしても、代理人（相談者）がねんきん定期便などの日本年金機構から本人に交付された文書 Point!4 を持参し、かつその文書の照会番号で基礎年金番号が確認できるときは、年金相談・手続受付票の余白に照会番号を窓口担当者が朱書きで記入することで委任状への基礎年金番号の記入に代えることができます。

委任状【委任者（ご本人）】の氏名欄は、署名、押印を必ず本人が行うこととしていますが、相談対象者が視覚障害者等のときで、代理人が持参した委任状の氏名欄が代筆のときは、電話等により委任者（本人）の意向を確認してください。

なお、年金相談においては、法人を代理人にすることを認めておりません。

Point!7 本人が来訪することが困難であると認められる事情

来訪することが困難な事情については、ただ単に相談対象者（本人）が障害者、介護保険サービスを受けられる施設への入居者や怪我や病気により療養機関に入院していれば該当するものではありません。

日常生活を営むうえで年金事務所に来訪し、相談することが困難だと一般的にみて納得できる具体的な理由が必要になります。

そのため、それらの事情を確認するために、次の書類の提示を求めるとともに、相談のなかで状況や程度の聞き取りを行い判断してください。

① 心身に障害があるもの
次のア～エのいずれか1つを確認します。

ア．身体障害者手帳
イ．要介護認定の通知書
ウ．精神障害者保健福祉手帳
エ．療育手帳等

② 施設入所者・医療機関入院者

○ 施設長・医療機関長の証明または診断書（写し可）

Point!8 交付（再交付）ができるもの・できないもの

（交付（再交付）ができるもの）

① 年金証書
② 年金手帳
③ 各種通知書・証明書（④～⑥を除く）
④ 準確定申告用源泉徴収票※
⑤ 給付証明書
⑥ 支給額変更通知書（再交付）※
⑦ 船員保険の仮年金番号に収録された被保険者記録　など

※　④の平成21年以前のもの及び⑤・⑥については、年金事務所で作成できないため、日本年金機構（本部）へ依頼します。

（交付（再交付）ができないもの）

① 相談対象者の記録以外の情報（配偶者の記録など）
② 日本年金機構以外の機関が決定した次の情報

ア．雇用保険関係
イ．共済給付関係
ウ．特別徴収関係
エ．住民基本台帳関係　など

Point!9 社会保険労務士

社会保険労務士の業務の範囲については、社会保険労務士（社労士法）第2条に規定されており、同法第2条別表第一に掲げる労働及び社会保険の関する法令に基づき、本人が行う申請及び届出等に関して「申請書の作成」、「提出代行」、「事務代理」等を行うこととされています。

ほとんどのケースは委任状 Point!6 が提示されますが、申請及び届出書等の所定の様式に提出代行者または事務代理者の表示があり、社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名があるときは、委任状の提示は必要ありません。

なお、年金請求書の提出と同時に年金記録の交付や年金額試算を求められるときは、原則として委任状の提示が必要となります。ただし、年金記録の交付や年金見込額試算それぞれの申請様式（任意作成したもので可）に事務代理者の表示をしたものを提出すれば、委任状の提示は必要ありません。

また、代理人で来訪した相談者が社会保険労務士で、身分証明書を持参していないときは、全国社会保険労務士会連合会が発行した社会保険労務士証票（写真付）、前記証票の持参がないとき、または証票に貼付された写真が古い等の理由により本人確認が困難なときは、都道府県社会保険労務士会が発行した会員証または職員証明書（写真付）により確認することも可能です。

文書の交付（再交付）Point!8 については、申請及び届出書等に社会保険労務士の提出代行者または事務代理者の表示がある場合は、委任状がなくても窓口交付ができます。

社会保険労務士の提出代行と事務代理

業務	内容
提出代行 社労士法2①－1の2	申請等の書類を提出するまでの行為（機構への説明、質問回答、提出書類に必要な補正等）ができる。 提出代行者であることは、申請等の所定の様式に**「提出代行者」**の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。
事務代理 社労士法2①－1の3	申請等、審査請求、異議申立及び調査若しくは処分に関する主張または陳述等の行為ができる。 事務代理者であることは、委任状または契約書の提示若しくは申請等の所定の様式に**「事務代理者」**の表示をし、かつ社会保険労務士の名称を冠した記名押印または署名することで表明する。

Point!10 法定代理人

法定代理人は、代理人の一種で法律により代理権を定められた人です。
本人が代理権を与えることなく、法律により代理権が与えられる点が、（任意）代理人と異なります。

（法廷代理人の種類）

① 親権者
② 未成年後見人
③ 成年後見人
④ 代理権付与の審判がなされた保佐人
⑤ 代理権付与の審判がなされた補助人
⑥ 不在者財産管理人
⑦ 相続財産管理人

（親権者）
親権者とは、未成年者（満20歳未満の者で婚姻をしたことがないもの）に対して親権を行うもののことで、その者の父母であることが原則ですが、養子や離婚、認知等によりその他の者が親権者となる場合があります。

[民法第818条参照]

（未成年後見人）
親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がない場合には、遺言により指定されている場合を除き、家庭裁判所が申立てにより未成年後見人を選任します。
未成年後見人とは、未成年者（未成年被後見人）の法定代理人であり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行います。

[民法第839条参照]

（成年後見人・保佐人・補助人）
成年後見人制度とは、判断能力（事理弁護能力）の不十分な成年（認知症を発症した高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度です。
家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」があります。

[民法第843条参照]

（1／2）

Point!10(続き) 法定代理人

（不在者財産管理人）

従来の住所または居所を去り、容易に戻る見込みのない人（不在者）に財産管理人がいないとき、家庭裁判所は申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係のある第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得たうえで、不在者に代わって遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

[民法第25条参照]

（相続財産管理人）

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する人がいなくなったときも含む）、家庭裁判所は申立てにより、相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は、被相続人（死亡者）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

[民法第918条、943条、952条参照]

（2／2）

成年後見の種類

	法定後見制度（家庭裁判所に審判の申立が必要）			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ契約により「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」を決めておくことができる
成年後見人の権限（必ず与えられる権限）	財産管理に関する全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	特定の事項※1についての同意権※2、取消権（日常生活に関する行為を除く）	ー	
申立てができる方	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市区町村長など			本人

※1　民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項を指します。

※2　本人（被保佐人）が特定の行為を行う際に、その内容が本人（被保佐人）に不利益ではないかを検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限です。

Point!11 法定代理人の届出

　親権者を除く法定代理人は、法定代理人の権限の範囲内で本人に代わって届出内容の変更を申し出ることができます。

　年金事務所は法定代理人から年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書を受け付けたときは、事務処理要領に基づく処理を行い、処理が完了したときは届け出た内容を窓口装置で確認できます。

　年金相談マニュアルでは、処理が完了した状態を「法定代理人からの届出があるとき」としています。